

設備整備 実績報告書_よくあるご質問

◆ 目次

【実績報告書】

- 発注について
- OEM製品について
- 写真台帳について
- 補助事業に係る経費の支払いについて
- 支払いの証憑について

- 事業完了後の手続き
- 固定資産台帳について
- 取得財産の管理
- 取得財産等管理明細表の記載方法



実績報告書類の提出時に、
事前の申請、連絡なしに計画変更の届出を
提出される方がいらっしゃいます。

実績報告時に計画変更の届出を提出された場合、
実績報告の受理ができませんので、
必ず事前に計画変更の連絡、申請を行ってください。

**微細な事項であっても自己判断をせずに、
速やかに振興センターにご連絡、相談をしてください。**

設備整備 実績報告書_よくあるご質問

○ 発注について

Q.発注に関する注意点はありますか？

A.

振興センターよりお送りする交付決定通知書をご確認いただきましたら、正式な発注ができます。

交付決定日より前に発注したものは補助対象とはなりませんのでご注意ください。

○ OEM製品について

Q.OEM製品のため、見積書などに記載しているメーカー名と銘板に記載されているメーカー名が異なる場合、どうすればいいですか？

A.

見積書～請求書の明細に「OEM製品」と記載をいただき、写真と整合性が取れる製造番号等の記載、また検査合格証などの別書類で写真と整合性が取れるものをご提出ください。

○ 写真台帳について

Q.バルクの銘板に型式などの記載がないのですが、どうすればいいですか？

A.

メーカー名や容量、バルク番号などが確認できる検査合格証などがあれば、そちらをご提出ください。

検査合格証以外でも上記の内容が記載された書類があれば、そちらをご提出ください。
※カタログはNGです。

設備整備 実績報告書_よくあるご質問

Q.設置先名称が載った看板がないのですが、どうすればいいですか？

A.

簡易ガス団地などで設置先名称が記載された看板等がない場合は、その旨を記載した理由書をご提出ください。

○ 補助事業に係る経費の支払いについて

Q.支払いに関して注意することはありますか？

A.

- ① 申請時の決定事業者の見積書金額通りの支払いとしてください。
他の請求と合算で支払った場合、振込手続きのやり直しとなる場合がありますのでご注意ください。
- ② 振込手数料は差し引かずに、補助事業者（申請者）側が負担してください。
- ③ 支払の事実に関する客観性の担保のため、**必ず銀行振込**として下さい。
支払の事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書等）を
実績報告時に提出してください。
- ④ 最終支払日が事業完了日となりますので、交付決定通知書に記載されている
事業完了日までには必ず支払いを完了してください。
事業完了期限を過ぎてしまった場合は、補助金交付の対象外となります。

Q.支払金額と請求書記載の金額が相違する場合、どうすればいいですか？

A.

申請した見積書以外の請求（工事費等の別見積書など）があり、
支払金額と請求書記載の金額が相違する場合は

まとめて支払いをせず、それぞれの請求書ごとの支払いをしていただき、
申請見積書金額通りの支払いとしてください。

設備整備 実績報告書_よくあるご質問

○ 支払いの証憑について

Q.支払いの事実を証明できる証憑類とは何ですか？

A.

振込依頼書の控えなど、支払済みであることが確認できる書類を指します。

ネットバンキングの場合、振込予約の証憑では確実に振込が完了したという確約ができないため、**振込依頼日以降に出力した証憑**を提出してください。

振込予約＋出金明細もしくは通帳コピーでも認められる場合もありますので、出力が困難な場合にはご相談ください。

○ 事業完了後の手続き

Q.事業完了後の手続きについて教えてください。

A.

所定の期限までに実績報告書類を提出してください。

また、**下記の期日の中で、一番早い日までに提出してください。**

- ① 事業完了日（支払い完了日）から30日以内
- ② 交付決定時の事業完了期限日から30日以内
- ③ 令和7年2月15日まで

※ **遅延等の申請、連絡がない状態で、実績報告書類の提出が遅れますと、その後の手続きができず、本補助金のお支払いができなくなります。**

また、**最悪の場合、交付決定の取り下げ等の処分が行われる場合がありますので、ご注意ください。**

○ 固定資産台帳について

Q.決算の都合で固定資産台帳の提出ができないのですが、どうすればいいですか？

A.

「提出不可理由」、「作成後に提出する」旨を記載した理由書をご提出ください。

設備整備 実績報告書_よくあるご質問

○ 取得財産の管理

Q.取得財産管理について注意することはありますか？

A.

取得財産等管理台帳を備え管理し、事業の目的に従って運用管理しなければなりません。

処分制限期間内に取得財産を処分する場合には、承認等の手続が必要です。

処分により収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがあります。

処分制限期間内の取得財産を、承認を受けずに処分した場合には、交付決定の取消等の処分が行われる（補助金の返還を求める）場合がありますので、ご注意ください。

○ 取得財産等管理明細表の記載方法

Q.取得財産等管理明細表の記載方法について教えてください。

A.

単価 50 万円以上の製品を購入された場合、対象製品の「財産名」、「規格」、「単価」、「取得年月日(検収日)」をご記載ください。

また、単価 50 万円以上の製品が無い場合は、『LPG供給設備』の「財産名」、「規格」、「単価」、「取得年月日(検収日)」をご記載ください。



上記以外のご質問、お問い合わせがございましたら、下記のメールアドレスにて、受け付けます。



setubidonyu@setubidonyu.com